

海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年6月
射水市河川・港湾課

「海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託」プロポーザル実施要領

本実施要領は、海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託にあたり、当該海水浴場を常に安全で快適な状態に維持するため、各施設・設備を合理的かつ機能的に活用し、適切な監視、保守管理を行うとともに公共性を保ち、「海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託仕様書」に基づいた業務を確実に遂行できる事業者を公募型プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集の内容

(1) 事業名

海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託

(2) 業務内容

別添「海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約日から令和8年9月30日まで

(4) 事業費の上限額

金1,600,000円以内とする

(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は、失格とする。

2 参加資格

プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (4) 応募資格の確認基準日から過去2年間において、国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (7) プロポーザルへの参加者又は構成員は、他の参加者の構成員でないこと。

3 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月17日（水）正午まで（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式第1号）により電子メールで提出すること。

提出先電子メールアドレス：kasen-kouwan@city.imizu.lg.jp

(3) 質問に対する回答

令和8年6月19日（金）までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

4 企画提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「企画提案者」という。）は、以下の①～⑫に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。また、グループの場合、構成員すべてについて以下の④及び⑩～⑫を提出すること。

なお、1者1提案とする。

(1) 提出書類等

- ①質問書（様式第1号）

- ②参加申込書（様式第2号）
- ③企画提案書（様式第3号）
各ページに番号を付すこと
- ④事業者概要書（様式第4号）
- ⑤業務実績書（様式第5号）
- ⑥実施体制及び配置予定者調書（様式第6-1、6-2号）
- ⑦参加資格誓約書（様式第7号）
- ⑧業務見積書（任意様式）
- ⑨定款の写し
- ⑩登記事項証明書（履歴（現在）事項全部証明書）及び印鑑証明書
- ⑪役員名簿
- ⑫財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し

(2) 企画提案書に記載する事項

別紙「海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託仕様書」に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目に記載すること。

- ① 海老江海浜公園の立地特性や利用状況を踏まえ、本業務に対する基本的な考え方及び利用者の安全確保に関する方針を記載すること。
- ② 監視員の配置人数、配置場所、勤務体制及び指揮命令系統について記載すること。また、責任者の配置及び不測の事態が発生した場合の対応体制について具体的に示すこと。
- ③ 業務従事者が有する資格、監視業務経験及び救命技能について記載すること。また、業務開始前及び業務期間中に実施する研修内容について記載すること。
- ④ 事故及びトラブルの未然防止に向けた取組について記載すること。特に、遊泳者への注意喚起、危険箇所の把握、熱中症対策及び迷子対応等について具体的に示すこと。
- ⑤ 水難事故、傷病者発生時、自然災害発生時等における対応方法について記載すること。また、消防、警察、医療機関等との連携方法及び救助活動の実施体制について記載すること。
- ⑥ 気象情報及び海象情報の収集方法並びに遊泳可否の判断基準について記載すること。また、高波、強風、雷等の発生時における利用者への周知方法及び避難誘導方法について記載すること。

- ⑦ 監視区域内の巡回方法及び巡回頻度について記載すること。また、危険箇所の発見、施設の破損確認及び漂着物等への対応方法について記載すること。
- ⑧ 利用者からの問い合わせ、苦情、遺失物等への対応方法について記載すること。また、多様な利用者への配慮及び接遇向上に向けた取組について記載すること。
- ⑨ 日常業務における報告方法並びに事故、苦情その他重要事項が発生した場合の連絡体制について記載すること。また、業務終了後に提出する報告書の内容について記載すること。

(3) 企画提案書等書類の受付

①提出期間

令和8年6月11日（木）～令和8年6月23日（火）まで

※各日とも午前9時～午後5時

~~※最終日は、正午までとする。郵送についても同様。~~

②提出方法

河川・港湾課あてに郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

（〒939-0292 富山県射水市小島703番地

射水市役所 大島分庁舎 河川・港湾課 宛）

③提出書類及び提出部数

(ア)企画提案書提出届~~(様式2)~~（様式第3号） 1部

(イ)本業務の企画提案書 8部（正本1部 副本7部）

（A4版任意様式：片面15枚以内）

(ウ)参考見積書 1部

（A4版任意様式 業務内容ごとに内訳金額がわかる形式とし、封入、封印のうえ提出する。）

(4) 企画提案参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効となる。

(ア)提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ)提出した書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(ウ)参加資格要件を満たしていない場合

- (エ)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (オ)実施要領に違反すると認められる場合
- (カ)その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (キ)審査委員会委員への事前説明、その他の接触を行った場合
- (ク)上記1（4）に定める見積限度額を超えた場合

②複数提案の禁止

参加申込者は、複数の提案書を提出できない。

③提出書類の変更の禁止

提出後の書類変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

④返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等はすべて参加者の負担とする。

⑥その他

- (ア)参加者は企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものであるとする。
- (イ)プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は射水市情報公開条例（平成18年条例第10号）に基づく公文書に該当するものであり、情報公開及び提供については、公開対象文書及び公開基準に基づき取扱うものとする。

5 企画提案の審査について

(1) 審査方法、審査項目及び評価基準

1次審査（資格審査・書類審査）を行い、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う方式により行う。

審査項目及び評価基準は次のとおりである。

審査項目	配点	評価基準
1 業務実績	15 / 100	別紙1
2 企画提案書に対する 評価	85 / 100	別紙2

(2) 提出書類審査（資格審査・書類審査）

応募のあった提出書類をもとに参加要件を満たしているか否か、提出書類が整っているか否か、参考見積書の提示金額が第1の(4)で示す事業費の上限を超えていないか否か、事務局において審査する。

また、業務実績、業務実施体制、参考見積書について別紙1の基準に従い、事務局が評価点数を算定する。

6 受託候補者の選定

(1) 受託候補者の決定は、合計点数での判定及び順位付け判定による。

- ① 審査委員会は、審査による合計点数が60点以上の者の中から、受託候補者を選定する。
- ② 提案者が1者であったときは、合計点数が60点以上であれば受託候補者として選定する。
- ③ 受託候補者となる者が複数あったときは、合計点数による判定及び順位付け判定により受託候補者を選定する。それぞれの判定方法により1位の順位に変動がないか確認し、変動があった場合には、順位付け判定により1位となった者を受託候補者として選定する。
- ④ 最も高い提案が2者以上ある場合は、順位付け判定において1位の獲得数が多い順に受託候補者と次点候補者を選定する。1位の獲得数が同数の場合は、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。

※受託候補者と契約締結ができないと判断した場合は、次点者と契約締結に向けた交渉を行う又は、中止し改めて実施することとする。

※射水市長が審査委員会から報告された審査結果を審議した上で、契約の相手者を決定する。

(2) 審査結果の通知

- ①審査結果は、審査を受けた者全員に対して速やかに書面にて通知する。
- ②受託候補者の審査結果を射水市のホームページで公表する。
- ③審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けないものとする。ただし、受託候補者として決定されなかった参加者はその理由について説明を求めることができる。なお、通知日の翌日から起算して7日以内に、河川・港湾課へ書面にて通知すること。

7 契約の締結

- (1) 選定した受託候補者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により最終的に決定する。
- (2) 所管課は受託候補者と協議の上契約締結ができないと判断した場合は、審査結果による次点者（その次点者が実施要領等で定めた基準以上の者の場合）と契約締結に向けた交渉を行うことができる。又は、本案件に関する契約交渉を中止し改めて執行方法を検討することとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

契約者は、契約者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 法令等遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

9 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者の契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合受託

者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、受託者は必要なデータ等を遅滞なく市に提供することとする。

10 スケジュール（予定）

公募開始	令和8年6月11日（木）
質問書の提出期限	令和8年6月17日（水） 正午
質問書に対する回答	令和8年6月19日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月23日（火） 午後5時
書類審査	令和8年6月26日（金）
審査結果の通知	令和8年6月下旬
契約締結	令和8年6月下旬

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒939-0292

富山県射水市小島703番地

射水市都市整備部河川・港湾課みなとまちづくり係

T E L 0766-51-6684 F A X 0766-51-6694

電子メールアドレス kasen-kouwan@city.imizu.lg.jp

担当者 小倉、井村、川合

海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託に係る事業者 選定に関する審査基準

審査項目1の評価基準 業務実績に対する評価

審査項目	評価の着眼点	判定基準	評価の割合	小計
業務実績	同種または類似業務の実績（実績の有無、件数）	過去の実績（3件）を下記の順位で評価する。 ① 同種業務（海水浴場監視業務）の実績がある。 ② 類似業務（屋外プール監視業務）の実績がある。 なお、業務実績がない場合は評価の対象としない。	①の場合 5点 ②の場合 3点	5
	管理責任者 同種または類似業務実績 （実績の有無、件数、携わった立場）	① 同種業務（海水浴場監視業務）の実績がある。 ② 類似業務（屋外プール監視業務）の実績がある。 なお、業務実績がない場合は評価の対象としない。 上記に加え、実績の立場を下記の順位で評価する。 イ 管理責任者又はこれに準ずる立場 ロ 主たる担当者 ハ 補助的な立場	①の場合 イ = 5点 ロ = 3点 ハ = 1点 ②の場合 イ = 3点 ロ = 2点 ハ = 1点	10
	担当者 担当者に関する評価項目については、評価対象人員を2名以内とし、担当者が2名の場合はその平均点で評価する。			
	同種または類似業務実績 （実績の有無、配置人員）	過去の実績（1人につき1件）を下記の順位で評価する。 ① 同種業務（海水浴場監視業務）の実績がある。 ② 類似業務（屋外プール監視業務）の実績がある。 なお、すべての担当者において業務実績がない場合は評価の対象としない。	①の場合 5点 ②の場合 3点	
小計			15	

海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託に係る事業者 選定に関する審査基準

審査項目2の評価基準 企画提案書に対する評価

評価項目	評価事項	評価基準点				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1 業務実施スケジュール	具体的かつ実現性のある業務実施スケジュールとなっているか。	10	8	6	4	2
2 業務の実施方針	仕様書に示す業務目的及び業務内容を十分に理解し、創意工夫が見られる実効性の高い提案内容となっているか。	10	8	6	4	2
3 業務実施体制	業務責任者及び従事者の配置が適切であり、安定的かつ継続的な業務遂行が可能な体制となっているか。	10	8	6	4	2
	有資格者の配置や従事者への教育体制が確保されているか。	10	8	6	4	2
	提案内容と見積額の整合性が取れているか。	10	8	6	4	2
4 安全管理体制	遊泳者の監視体制及び危険行為防止対策が具体的かつ実効性のある内容となっているか。	10	8	6	4	2
	救助活動、応急処置及び緊急時の連絡体制が具体的かつ適切な内容となっているか。	5	4	3	2	1
	荒天時、事故発生時その他緊急事態において迅速かつ的確な対応が可能な体制となっているか。	5	4	3	2	1
5 事務能力等について	監視業務計画、業務報告書、入込数集計資料の作成及び提出等の事務処理が適切に行われる体制となっているか。	5	4	3	2	1
6 業務上の課題と対処方法	業務実施中に想定される課題やトラブルに対し、適切かつ実効性のある対処方法が提案されているか。	10	8	6	4	2
小計		85点満点				